

お知らせ掲示板

くらし

所得税及び復興特別所得税の 予定納税(第1期分)をお忘れなく

令和7年分の「所得税及び復興特別所得税」の予定納税(第1期分)の納期限は、7月31日(木)です。納期限までに納付ください。

なお、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる口座振替が大変便利です。ぜひ利用ください。

また、インターネットを利用した電子納税手続きについては、e-Taxホームページ(QRコードまたは



国税庁「検索」へ。
※予定納税とは、前年分の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、その年の「所得税及び復興特別所得税」の一部をあらかじめ納付する制度です。

不明な点がありましたら、国税相談専用ダイヤルを利用ください。

☎ 国税相談専用ダイヤル：☎0570-00-5901 ※ナビダイヤル。
(市民税課 ☎328-2183)

7月は固定資産税第2期の納期です

固定資産税第2期の納期限は7月31日(木)です。期限までに納付ください。

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。希望する方は近くの金融機関、郵便局またはインターネットで申し込みください。詳しくは、市ホームページへ。

また、納付書に「地方税統一QRコード」があれば、全国の地方税統一QRコード対応金融機関や地方税お支払サイト、スマホ決済アプリなどで市税を納付できます。利用方法などについては地方税お支払サイトを確認ください。

【市ホームページ】 【地方税お支払サイト】



(納税課 ☎328-2204)

差し押さえ物件を公売します

滞納処分による差し押さえ物件(不動産)を官公庁オークションで公売します。

【参加申し込み】7月11日午後1時～29日午後11時【入札期間】

8月5日(火)午後1時～

12日(火)午後1時

詳しくは、官公庁オークションサイトへ。
(納税課特別滞納対策室 ☎328-2202)



令和6年度電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金(3万円等)の申請はお早めに

☑ 令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円等)の申請は、7月31日(木)(当日消印有効)までです。対象世帯には、支給要件確認書(紫色)を発送しています。確認書が届いた世帯は、申請が必要です。支給要件および内容を確認のうえ、必要書類を添えて郵送または確認書内のQRコードから電子申請を行ってください。申請受け付け後、内容確認が完了した世帯から順次支給します

※子ども加算については、令和7年7月1日(火)～31日(木)に生まれた新生児分に限り、8月15日(金)(当日消印有効)まで申請を受け付けます。

☎ 熊本市価格高騰重点支援給付金コールセンター(☎355-8866 平日午前9時～午後5時)



(健康福祉政策課 ☎328-2340)

市営住宅の通年募集 (募集団地一覧の更新)

☑ 事前に指定した入居促進住宅(エレベーターのない団地や棟で、入居率がおおむね8割以下の住宅や、募集を行っても入居がなかった住宅) ※対象の住宅は、7月4日(金)から市ホームページに一覧を掲載します。

【申込】先着順で受け付け ☑①7月8日：午前9時半～午後3時②7月9日～：午前9時～午後4時 ☑①国際交流会館大広間A・B②市営住宅管理センター(市庁舎9階) ☑ 中央・北・西区は(☎327-5101)、東・南区は(☎311-7833)

詳しくは、市ホームページへ。
※市営住宅が360度動画で確認できます。間取りや校区などの条件で絞って検索で



きます。活用ください。

現在募集中の通年募集団地についてはこれまで通り申し込み受け付けを行います。

(市営住宅課 ☎328-2461)

監査結果を公表しています

☑ 情報公開窓口(市庁舎地下1階)、市立図書館・分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室、市ホームページ ☑ 令和6年度一般・特別会計定期監査(財務・工事)報告書、令和6年度行政監査報告書「公文書の管理について」※監査報告書とは、事務や工事のやり方が適正で合理的であったかなどについて、監査委員が調査した結果をまとめたものです。

(監査事務局 ☎328-2763)

7月1日は「AEDの日」です

突然、目の前で人が倒れた時などAEDが必要な場面に遭遇した場合、迅速かつ適切に、そしてちゅうちょなくAEDを使用できることが重要です。

AEDは、電源を入れると操作手順を音声メッセージで知らせてくれるので、誰でも安全・簡単に使うことができます。

皆さんが日常的に利用されている施設などで、AEDがどこにあるか日頃から確認しておき、使い方を理解しておきましょう。

また、市民の方が参加または主催する各種行事などにAEDを無料で貸し出しています。ぜひ活用ください。

詳しくは、市ホームページへ。
(医療対策課 ☎364-3186)



化学物質過敏症をご存じですか

化学物質過敏症はさまざまな製品に含まれる微量の化学物質に敏感に反応し、頭痛や全身倦怠感などの症状が現れる病気です。また、柔軟剤、香水などの香料に含まれる化学物質に過敏に反応し、体調不良を引き起こす方もいます。

化学物質により、このような症状が誘発され苦しんでいる方が近くにいる場合は、柔軟剤や香水などの使用を控えるようお願いいたします。

(生活衛生課 ☎364-3187)

花火によるやけどや火災の防止

花火を安全に遊ぶために次のポイントに注意しましょう。

- ・風の強いときは花火をしない。
- ・燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ。
- ・子どもだけでなく大人と一緒に遊ぶ。
- ・説明書をよく読み、注意事項を守る。
- ・水バケツを用意し、使った花火は水につける。

(消防局規制課 ☎363-7173)

カンピロバクター食中毒に注意！ ～肉は十分に加熱を!!～

主に、鶏肉を生や加熱不足で食べたことが原因となるカンピロバクター食中毒が全国的に多発しています。肉

には「腸管出血性大腸菌(O157など)」や「カンピロバクター」、「サルモネラ菌」など下痢、腹痛、発熱、おう吐などの症状を引き起こす細菌やウイルスが付着していることがあります。生や十分に加熱されていない肉は食べない、食べさせないようにしましょう。

(食品保健課 ☎364-3188)

台風への備えはできていますか？

台風への備え、日頃から次のような準備をしておきましょう。

- ・強風で飛ばされそうな物品は、固定するか、屋内へ収納する。
- ・シャッターや雨戸は確実に閉まるか確認し、必要に応じて補強する。
- ・避難の際に必要な「非常持ち出し品」、「非常備蓄品」などを準備する。
- ・自宅や職場周辺の危険箇所の確認、指定されている避難場所および避難所への経路を確認する。
- ・台風の進路、気象情報など最新の情報を入手する。

風が強くなってから避難することは非常に危険です。不要な外出は控え、「自分の身は自分で守る」という心構えで、早めの台風対策、避難行動を心がけましょう。

(消防局警防課 ☎363-7174)

災害時(台風など)にはごみ収集情報の確認を！～当日午前6時までにお知らせします～

台風が接近・上陸するときや大雨が予想されるときは、やむを得ずごみの収集時間を変更または収集を中止する場合があります。



出されたごみが強風で散乱し、人や物にぶつかったり、交通の妨げとなったりすることがありますので、ごみ収集情報を確認してからごみを出しましょう。

※熊本市ごみカレンダーアプリで収集当日の朝に収集品目の通知があった場合や、台風の最接近が午後と予想されている場合でも、必ずごみ収集情報を確認してください。

～確認方法は3種類～

- ①パソコンまたはスマホ・携帯電話から市ホームページの「緊急情報」を確認
 - ②電話で確認
ごみゼロコール自動音声案内
【☎0570-00-5374】へ
 - ③スマホ・タブレットから
ごみ分別アプリの「お知らせ」を確認
- ～アプリダウンロード方法～
アプリストアで、「熊本市ごみ」検索
もしくはQRコードからダウンロードください。



【iOS版】



【android版】



(廃棄物計画課 ☎328-2359)

くらしの中の人権 139

犯罪や非行をした人に関する人権問題

犯罪や非行をした人は、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲の根強い偏見や差別意識があることから、就職や入居などの面で社会に受け入れられないなど、現実には極めて厳しい状況にあります。また、誹謗中傷などにより、そのご家族の人権が侵害されることもあります。

昭和24年7月に『犯罪者予防更生法』が施行され、現在の更生保護制度が始まりましたが、犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには、一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識から、昭和26年7月に法務府(現在の法務省)が「社会を明るくする運動」を国民運動としてスタートさせました。

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく更生し、犯罪のない安全で安心して暮らせる明るい地域社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、「犯罪や非行の防止」と「罪を犯した人たちの更生」について理解を深め、その立ち直りを支えていくことが大切です。

(人権政策課 ☎328-2333)

第75回「社会を明るくする運動」熊本推進大会

日時 7月1日(火)午後1時～ 場所 市民会館シアーズホーム夢ホール

演題 「無関心から共感へ～支え合う社会をめざして～」

講師 深迫 祥子さん(NPO法人 coffee aid2021 理事長)

定員 500人 申込 当日直接会場へ

(生活安全課 ☎328-2397)

毎月確認！自転車の交通ルール

自転車は、幼児から高齢者までさまざまな人が乗っており、皆さんが交通ルールを守れば、事故防止につながります。そこで、意外と知らない自転車の交通ルールを、毎月クイズ形式でお届けしています！

【第2回】

自転車通行可の歩道で、歩行者の通行の妨げになるときは、自転車は徐行しなければならない。○か×か。

答え、解説は20ページ



(地域交通支援課 ☎328-2259)